

① 転勤(特別徴収継続)の記載例

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号										※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
令和 年 月 日提出			氏名は称	多賀城あやめ株式会社										特別徴収義務者指定番号	86123456					
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	宛名番号	12345678		
																	給与所得者の個人番号			
																	連絡者の係、氏名並びに電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)		

給与所得者	フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名	多賀城 太郎 (新姓)		284,000 円	6 10 月分 から 月分 まで			
生年月日	S 65 年 1 月 2 日 <small>(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)</small>							
旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 <small>(給与の支払を受けなくなった後の住所)</small>							
現住所	同上			118,900 円				

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒 985-0892 多賀城市浮島7丁目1番1号										特別徴収義務者指定番号	30098765				
	フリガナ	ウキシマフラワー										受給者番号					
	名称又は氏名	株式会社 浮島フラワー										連絡者の係、氏名並びに電話番号	人事部人事課 浮島 南子 (電話番号 022 - 368 - 1141)				
	個人番号又は法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	4	新しい勤務先へは、月割額 23,700 円を 11 月分(12月10日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	特別徴収用の納入書	要

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出)	給与または退職手当等の支払予定年月日	一括徴収した額
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため <small>(1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)</small>	年 月	

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。	
相続人代表の住所: .....	
氏名: .....	

**注意!**  
必ず納付月の納期限より前に、届出をしてください。  
※提出が遅れた場合、ご希望の開始月にならないことがあります。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1141

◆ 納税義務者の転勤、転職等により新しい勤務先で引き続き特別徴収を希望する場合には、特別徴収を継続することができます。この場合、従前の特別徴収義務者は、事前に転勤先等の事業所と連絡を取り、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に新しい勤務先の名称、所在地、連絡先等を記入してください。

②退職(一括徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 氏名 多賀城あやめ株式会社	〒 985-8531 所在地 多賀城市中央二丁目1番1号	※ 特別徴収義務者 指 定 番 号 86123456
		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	宛 名 番 号 12345678
		連絡者の係、氏名並びに電話番号 総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)	給与所得者の個人番号

フリガナ	タガジヨウ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏 名	多賀城 太郎 (新姓)	284,000 円	6 月 10 月分まで 118,900 円	165,900 円	〇〇年10月17日	1. 退職 2. 転 動 3. 休 職 4. 長期欠勤 5. 死 亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人が納入する)
生年月日	S 65 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)						
旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
現 住 所	同上						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新しい勤務先は、月割額
	フリガナ		受 給 者 番 号	徴収し、納入する月割額です。
	名称又は氏名		連絡者の係、氏名並びに電話番号	特別徴収用の納入書
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5	(電話番号 - - )	要 ・ 不要

すでに納入が済んでいる金額をご記入下さい。

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)	給与または退職手当等の支払予定年月日 〇〇年11月20日	一括徴収した額(上記(ウ)と同額) 165,900 円	左記の一括徴収した税額は、 11月分(12月10日納期限分)で納入します。
----	--	---------------------------------	--------------------------------	--

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため 死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の住所: 氏名:
----	---

注意！  
一括徴収した税額の納付月を必ず記載してください。  
1月以降に退職等があった場合は、原則一括徴収してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1141

- ◆ 納税義務者の退職等(死亡退職を除く)により特別徴収を行うことができなくなった場合で、その事由の発生が令和5年6月1日から同年12月31日までである場合は、納税義務者の申出(希望)により、未徴収分の月割額を一括徴収することができます。納税義務者の便宜を図る意味合いからも、納税義務者に対し一括徴収を推奨してください。
- ◆ 当該事由の発生が令和6年1月1日から同年4月30日であるときには、一括徴収すべき特別徴収税額が、支払われる給与又は退職手当等を上回ることはない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。
- ◆ 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
- ◆ 退職予定の従業員が国外に転出予定である場合は、一括徴収を推奨してください。

③死亡退職(普通徴収)の記載例

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号												※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
令和 年 月 日提出			氏名又は名称	多賀城あやめ株式会社												特別徴収義務者指定番号	86123456			
			個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	宛名番号	12345678		
																給与所得者の個人番号				
																連絡者の係、氏名並びに電話番号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)			

給与所得者	フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	タガジヨウ タロウ	多賀城 太郎 (新姓)	284,000	6 10 月分 月分 から まで	165,900	〇〇年 10月 17日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人が納入する)
	生年月日	S 65 年 1 月 2 日 <small>(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)</small>						
	旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 <small>(給与の支払を受けなくなった後の住所)</small>						
	現住所	同上						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月 _____ 日納期限分)から _____ までご連絡済みです。
	フリガナ		受給者番号	
	名称又は氏名		連絡者の係、氏名並びに電話番号	入書 要 ・ 不要
	個人番号又は法人番号		(電話番号 _____ - _____)	

一括徴収の場合は税額の納付月を必ず記載してください。

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため <small>(1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)</small>	給与または退職手当等の支払予定年月日	一括徴収した額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分( _____ 月 _____ 日納期限分)で納入します。
		年 月 日	円	

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。	
相続人代表の住所:	多賀城市八幡9丁目1番1号
氏名:	多賀城 次郎

注意！  
相続人の方(代表者)の住所・氏名が分かる場合は記載してください。

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1141

- ◆ 異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
- ◆ 未徴収分の月割額については、追って相続人の方(代表者)あてに 納付書を送付しますので、相続人代表者の方が分かる場合は、住所・氏名を記載するようにしてください。

④退職等(普通徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	〒 985-8531	所在地 多賀城市中央二丁目1番1号												
令和 年 月 日提出			氏名 又は 名称	多賀城あやめ株式会社												
			個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5													
		※ 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度														
		特別徴収義務者 指定番号 86123456														
		宛 名 番 号 12345678														
		給与所得者の 個人番号														
		連絡者の係、氏名並びに 電話番号 総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)														

給与所得者	フリガナ	タガジョウ タロウ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名	多賀城 太郎 (新姓)						
	生年月日	S 65 年 1 月 2 日 <small>(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)</small>	284,000	6 月分	10 月分	〇〇年 10月 17日	1. 退職 2. 転動 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人が納入する)
	旧住所	多賀城市八幡9丁目1番1号 <small>(給与の支払を受けなくなった後の住所)</small>						
	現住所	同上		118,900				

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	
	フリガナ		受給者番号	
	名称又は氏名		連絡者の係、氏名並びに 電話番号	(電話番号)
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5		

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出) 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため <small>(1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)</small>	給与または退職手当等の 支払予定年月日	年 月 日
----	---	---------------------	-------

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため 2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため 死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: _____ 氏名: _____
----	---

**注意!**  
納税者の便宜を図るため、納税義務者に一括徴収を推奨してください。  
なお、1月1日から4月30日の間に退職等をした場合は、必ず一括徴収をしてください。  
※退職時に支払われる給与や退職手当等から未徴収税額を引ききれない場合を除きます。

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特徴月開始月		普徴月開始月		年金特徴月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1141

◆ 一括徴収や特別徴収を継続する場合を除き、納税義務者が退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散等により特別徴収ができなくなった場合は、未徴収分の月割額は各個人で納める普通徴収に変更していただくことになります。ただし、当該事由の発生が令和6年1月1日から同年4月30日であるときは、特別の事由のない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。

◆ 産(育)休で休職する場合は、異動の事由の「3.休職」に丸をしてください。

◆ 死亡による退職の場合、未徴収分の月割額については、追って相続人の方(代表者)あてに納付書を送付しますので、相続人代表者の方が分かる場合は、住所・氏名を記載するようにしてください。

**重要!** 異動届の提出が遅れたり、提出がない場合、従業員の異動後も特別徴収義務が継続されたままになってしまうため、特別徴収税額が未納となり、督促状が送付されることがあります。  
また、従業員の方への納付書送付が遅れてしまい、納付時期などに支障が生じる場合があります。異動が生じたら速やかに異動届を提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別給与徴収義務者)	所在地	〒										※	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
		氏名又は名称											特別徴収義務者指定番号			
		宛名番号											宛名番号			
		個人番号又は法人番号											給与所得者の個人番号			
												連絡者の係、氏名並びに電話番号	(電話番号 - - )			

給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名 (新姓)						
	生年月日	円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (残額を異動者から全額徴収する) 3. 普通徴収 (残額を異動者本人が納入する)
	旧住所 (1月1日現在の住所...必ず記入願います。)						
	現住所 (給与の支払を受けなくなった後の住所)						
	月分 から 月分 まで						

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新しい勤務先	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号	受給者番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(____月____日納期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	フリガナ															
	名称又は氏名											連絡者の係、氏名並びに電話番号	(電話番号 - - )		特別徴収用の納入書	要 ・ 不要
	個人番号又は法人番号															

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため( 月 日申出)	給与または退職手当等の支払予定年月日	一括徴収した額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(____月____日納期限分)で納入します。
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)				

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。	
相続人代表の住所: _____	
氏名: _____	

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特徴済開始月		普徴済開始月		年金特徴済月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1141

特別徴収への切り替え記載例

令和 〇〇 年度 特別徴収への切替申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日	(特別 給 与 徴 収 支 払 義 務 者)	所在地	〒 985-0890 多賀城市中央二丁目1番1号										特別徴収義務者指定番号 86123456		
		フリガナ	タガジョウアヤメ										特別徴収用の納入書 <input checked="" type="radio"/> 要 ・ 不要		
		氏名 又は 名称	多賀城あやめ 株式会社										連絡者の 係	総務課	
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5
														電話番号	022-368-1141

給 与 所 得 者	フリガナ	タガジョウ タロウ										就職年月日	令和 年 月 日		
	氏名	多賀城 太郎										年 税 額	納入済額	未納付額 (特別徴収税額)	
	生年月日	S 56 年 11 月 22 日										①	②	③(①-②)	
	1月1日現在の 住所	多賀城市八幡8丁目1番1号										120,000 円	1 期 ~ 3 期 90,000 円	30,000 円	
	通知書番号	34567890										特別徴収 開始年月	令和 〇〇 年 12 月分 から		
	特別徴収税額の 事前連絡について	1. 電話連絡を希望します( 月 日までに) ②. 税額通知書発送時(この切替申請書を提出した月の翌月下旬)で間に合います													

◆ 入社や復職等により、普通徴収で納めていた市民税・県民税を特別徴収へ切替えることができます。特別徴収へ切替える場合には、「特別徴収への切替申請書」を提出してください。なお、普通徴収から特別徴収への切替は、普通徴収の納期が未到来の市民税・県民税に限られます。納期の過ぎたものは、個人あてに送付された納付書にて納税義務者が各自で納入していただくことになります。

重要!

◆ 税額をお知らせする通知書の発送は、翌月の下旬となります。通知書の送付が特別徴収開始の事務手続きに間に合わない場合は、2か月程度の余裕を持って開始するか、事前に税務課市民税係までお問合せください。

※但し、通知書の発行を早めることはできませんのでご了承ください。

令和 年度 特別徴収への切替申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日	(特別 給与 徴収 支払 義務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号				
		フリガナ											特別徴収用の納入書				
		氏名 又は 名称											要 ・ 不要				
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)														連絡者の 係	
																氏名	
														電話番号			

給 与 所 得 者	フリガナ											就職年月日	令和 年 月 日		
	氏名											年 税 額	納入済額	未納付額 (特別徴収税額)	
	生年月日	年 月 日										①	②	③(①-②)	
	1月1日現在の 住 所											円	期 ~ 期	円	
	通知書番号											特 別 徴 収 開 始 年 月	令和 年 月分 から		
	特別徴収税額の 事前連絡について	1. 電話連絡を希望します( 月 日までに) 2. 税額通知書発送時(この切替申請書を提出した月の翌月下旬)で間に合います													

◆注意

- 既に納入の済んでいる「納入済額」については、特別徴収はできません。なお、納入済額については納税通知書等により確認してください。
- 普通徴収の納期限が経過した税額については、特別徴収に切替することができません。
- 特別徴収開始日は原則、提出日の翌月以降からとなります。例: 8月9日提出 → 9月分(10月10日納期)から開始  
※提出日や内容によって、翌々月となることがあります。

提出先：〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1141

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特 徴 済 月 開始月		普 徴 済 月 開始月		年金特徴 済月	

事業所の所在地、  
名称等の変更記載例

特別徴収義務者の所在地等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出	多賀城市長 殿	(特別 給付 与徴 収義 務者)	所在地	〒 985-0890 多賀城市中央2丁目1番1号										特別徴収義務者指定番号		
			フリガナ	タガジョウアヤメ										86123456		
			氏名又は 名称	多賀城あやめ 株式会社										連絡者の 係、氏名 並びに電 話番号	係	総務課
			法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8		7	6
													電話番号	022-368-1141		

変 更 理 由	(1)名称変更理由 <input checked="" type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> その他	変更年月日 令和〇〇年7月1日	(2)所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他	(3)徴収開始月 月分から( 月 日納期限)
	<input type="checkbox"/> 旧事業所の指定番号を使用する。 (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新事業所の指定番号を使用する。 <sup>※</sup> (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新たに指定番号を取得する。 <sup>※</sup>			(4)書類送付先の変更等
	変 更 前		変 更 後	
フリガナ				
所在地	〒		〒	
フリガナ	タガジョウアヤメ		タガジョウサザンカ	
名称	多賀城あやめ 株式会社		多賀城山茶花 株式会社	
電話番号				
フリガナ				
書類送付先名称				
書類送付先住所				
備考				

※吸収合併等に伴い指定番号が変更になる場合には、給与所得者移動届出書を必ず提出してください。

- ◆事業所の所在地、名称、電話番号や通知書等の送付先を変更した場合は、「特別徴収義務者の所在地等変更届出書」を速やかに提出してください。
- ◆「マイナンバー制度」により、事業所の「法人番号」の記載をお願いします。個人事業主の方の「個人番号」の記載は不要です。
- ◆事業所の所在地、名称等に変更が生じた場合の納入書の訂正  
事業所の所在地や名称等を変更した場合でも、指定番号に変更がない場合は、そのまま「宮城県多賀城市市県民税特別徴収納入書」を使用することができます。(納入書の所在地や名称を訂正する必要はありません。)



# 特別徴収義務者の所在地等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出  多賀城市長 殿	(特別 給与 徴収 支払 義務 者)	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号			
		フリガナ											連絡者の 係、氏名 並びに電 話番号	係		
		氏名又は 名称												氏名		
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)												電話番号		

変 更 理 由	(1)名称変更理由 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 合併による変更 <input type="checkbox"/> その他	変 更 年 月 日	年 月 日	(2)所在地変更理由 <input type="checkbox"/> 旧事業所の指定番号を使用する。 (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新事業所の指定番号を使用する。* (指定番号 ) <input type="checkbox"/> 新たに指定番号を取得する。*	(3)徴収開始月 月分から( 月 日納期限)
					<input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他
	変 更 前			変 更 後	
フリガナ					
所在地	〒		〒		
フリガナ					
名称					
電話番号	( ) -		( ) -		
フリガナ					
書類送付先名称					
書類送付先住所					
備考					

※吸収合併等に伴い指定番号が変更になる場合には、給与所得者移動届出書を必ず提出してください。

提出先: 〒985-8531  
 宮城県多賀城市中央2丁目1番1号  
 多賀城市 税務課市民税係  
 TEL 022-368-1141

課税システム	
入力者	検証者

# 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者)申請者	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号			
		氏名又は名称											連絡者の係、氏名並びに電話番号	係		
		代表者の職氏名印												氏名		
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)														

地方税法第321条の5の2第1項の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

特例の承認を受けようとする年月	令和 年 月以降の特別徴収税額					
申請の日前6ヵ月間の各月の給与の支払いを受けた者の人数及び当該給与の金額  ※臨時に雇用者がある場合は、( )内に人員及び支払金額を記入してください。	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
	年 月	人 ( )	円 ( )	年 月	人 ( )	円 ( )
市県民税の滞納又は最近において著しい納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由						
申請の日前1年以内において、その承認を取り消されたことがある場合は、その年月日	令和 年 月 日					

- 1 この特例の適用を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満の特別徴収義務者です。
- 2 納期は、6月から11月までの徴収分は12月10日、12月から5月までの徴収分は6月10日です。
- 3 給与の支払いを受ける者の人数が10人以上になった場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

市 処 理 欄	入力者	検証者

# 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

多賀城市長 殿  令和 年 月 日提出	(特別徴収義務者申請者)	所在地	〒											特別徴収義務者指定番号			
		氏名又は名称											連絡者の係、氏名並びに電話番号	係			
		代表者の職氏名印												氏名			
		法人番号 (個人事業主の場合、記載不要)															
納期の特例の要件を欠いた理由 (当該番号に○印を付けてください。)	1 従業員が10名以上になったため  2 その他(具体的に理由をご記入ください。)  ( )																
従業員で多賀城市に住所を有する方の氏名 (該当者全員の氏名をご記入ください。)																	

課税システム	
入力者	検証者

## ■特別徴収手続処理早見表

### ◎特別徴収に係る手続一覧

異動事由	事由の発生の時期等		未徴収税額の徴収方法	記載例	事業所での手続	提出期限	備考
退職 休職 長期欠勤 事業所の解散・廃止・休業	6月1日～同年12月31日	一括徴収の希望あり	特別徴収による一括徴収	11頁	異動届出書の提出 納入書の減額訂正	翌月10日	一括徴収を推奨願います。
		一括徴収の希望なし	普通徴収	13頁			
	1月1日～同年4月30日		特別徴収による一括徴収	11頁			
死亡	未徴収分の月割額は、納税義務者の相続人が納付することとなります。		普通徴収	12頁			相続人代表者の住所、氏名等が分かる場合は記載してください。
転勤	他の事業所へ転勤(転職)した場合は、新事業所で特別徴収を継続することとなります。		特別徴収継続	10頁	異動届出書の提出 納入書の減額訂正 新事業所への申し送り		
就職	新たに就職(復職)した場合等は、特別徴収に変更することとなります。		特別徴収	15頁	特徴切替申請書の提出 納入書の増額訂正	速やかに	
事業所の名称、所在地変更	—			17頁	所在地等変更届出書の提出		

### ◎退職手当等に係る住民税の特別徴収の手続一覧

異動事由・発生時期等	徴収の方法	記載例	事業所での手続	提出期限	備考
退職、休職、長期欠勤、事業所の解散・廃止・休業	特別徴収	6～7頁	退職所得申告書の受理 税額の計算、納入 納入申告書の提出	翌月10日	
		—	特別徴収票の作成	退職後1月以内	3頁の④を参照ください。
死亡			—		相続人に相続税が課されることがあります。